

著作権及び著作権譲渡に関して



著作権に関するトラブルについて

印刷物は著作権の塊である、といわれています。印刷は受発注2者間だけの問題ではなく、そこに関わる「著作者」との関係を把握しておかないと、トラブルのもととなります。

■ 著作権とは？

著作権ってどういうものをさすのでしょうか？著作権法では著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定めています。

特に印刷物に関わる著作物は

- (1) 小説、論文などの「言語の著作物」
- (2) 絵画・彫刻などの「美術の著作物」
- (3) 「地図・図形の著作物」
- (4) 「写真の著作物」
- (5) パソコンソフトなどの「プログラムの著作物」
- (6) 「データベースの著作物」

などが挙げられます。

著作権は申請や登録を必要としません(無方式主義)。

作品を創作または公表した時点で、誰にでも自動的に権利が発生します。

また印刷やWEBで作成するデザインデータも、広義的な芸術・美術の領域となりますし、各種冊子レポートもデータベースの著作物と呼べます。

■ 版権とは？

印刷物を作成するときに作られる製版フィルムや、デジタルデータを含む印刷版(いわゆる版下)に関する権利のことです。これらは「中間生成物」と位置づけられ、過去の判例(東京地裁 平成2年12月26日結審(2審)他)からも、その所有権は印刷会社にあると認められています。

「製版フィルム or デジタルデータを譲ってほしい」(中間生成物の譲渡)

という話をたまに聞くのですが、基本的にそれらは別途有償となります。またそれ以上に著作権の問題が絡みますので、2者間だけの所有権譲渡という話では終わらず、著作者の許可等も必要となります。

問題になるのが2次使用

クライアントからチラシの制作のご依頼を頂きます。

その印刷物のデザインや、各種素材をホームページにも使いたい。

新聞広告にも利用したいといった、印刷物(1次使用)以降の制作物に関する使用が2次使用となります。

なぜ、2次使用でトラブルが生じるのか？

映画の世界では、個人でレンタルショップからDVDを借りてきて鑑賞する。

これはレンタルショップで、お金を払い、個人が楽しむ1次利用です。

しかし、映画館のようにそのDVDを使って鑑賞会を行い、お金を取る。

そのような行為は当然ながら、2次使用となり罰則を受けることになります。

お金を取らなければ良いのか？という議論にもなります。

映画などをインターネット動画で、鑑賞できるようにすることは、当然ながら禁止されています。それは著作や版権を守り、制作者の権利や、経済的損失を避けるため、著作物などの2次使用は禁止されています。

印刷物の2次使用について

最近は印刷物データをPDFにして、一緒に納品して欲しいというお客様もいます。また極端なところでは、印刷物の元となるイラストレーターデータも納品を強制するところもあります。

印刷版をPDFデータに変換することは難しくはないのですが、もともとそのデータは「その印刷物」を作るために作成されたもの。文章や写真の著作権は、当然その作家や写真家に帰属しています。

よって、そのデータを流用して違う印刷物を作る、またPDFをインターネットで公開するなどの二次利用となると、著作権の複製権や公衆送信権の許諾という話になります。

印刷やWEBデザインは、法律上、委託者(クライアント)が金銭を支払って受託者(クリエイター)にデザインやイラスト(著作物)の制作を依頼します。

この場合の著作者はあくまでクリエイター(印刷会社の制作部)であり、制作した時点では著作権はクリエイターに帰属します。2次使用を必要とする場合、クライアントはクリエイターに無断で著作物を印刷したり、WEBページに使用したりする(利用する)ことができません。

そのため、クライアントが著作物を利用する際には、クライアントとクリエイターの間で著作物に関する契約をする必要があります。

著作・版権も契約書から

クライアント(お客様)もクリエイター(印刷会社側)もお互いにトラブルは避けたいものです。そこで重要なのが契約書の取り交わし。特に2時使用を望む場合、どのような契約を結ぶべきでしょうか?

■ 事前の準備や情報発信が重要

印刷物やWEB制作の世界では、見積もりや売上げは、その成果物(制作物)の完成までの計上となります。しかしトラブルの多くが、途中や完成後に、その制作に関わるデータ(著作物)の譲渡を望むことから始まります。

著作に関わる様々な業界(意匠など)では、仕事を始める(受注段階)で、印刷会社が提示する見積りには、著作権を譲渡するか、クリエイターに帰属するかを先に知らしめる必要がクライアントにはあります。また印刷会社側も見積もり段階で、著作権譲渡契約か著作物利用許諾契約のいずれかを確認する必要があります。

■ クライアントが譲渡を受けることでのメリット

デザインやイラストの取引で、クリエイターがクライアントに納品した著作物の著作権を譲渡した場合(著作権譲渡契約を締結した場合)、クライアントは著作物が自由に利用できます。

★印刷やWEBサイトでの利用や、販売、譲渡、翻案などが自由にできる
(例:チラシを好きなだけ印刷して配布する、キャラクターを自由にアニメーション化したり商品化したりする)

★第三者に著作物の利用を許可できる
(例:イラストを素材集として販売する)

著作権譲渡契約をすると、クライアントは著作物を自由に利用できるようになりますが、クリエイターはその著作物を今後自由に使用することができなくなります。イラストやチラシのテンプレート、WEBデザインのテンプレートなどの著作物は、クリエイターにとって今後さらなる利益を産み出し得る財産ですから、これを譲渡する際には、著作権譲渡料を制作費に上乗せされることになります。

PDFや印刷データ納品は 著作権譲渡という意味を持つ

今までの内容をご理解いただくと、気軽に「PDFデータも頂きたい」という要望が、著作権譲渡という意味合いとなり、著作権譲渡費というものが発生することがご理解いただけたかと思います。

■ 具体的には、いくらくらいが相場？

実は著作権譲渡といつても金額があつて無いような物。
WEBで他社を調べてみました。

【ロゴ制作】譲渡費：10万円（制作費は別）といったところが標準

なお、印刷物データに関しては、制作費の10%程度を譲渡金額とし、そのデータのとりまとめに関わる工数を追加する取り決めが多いようです。

■ 最後に

著作権や版権は国の法律の中で管理されています。

著作権には一つのデジタルデータを考えても、その中にコピーライトや写真、またイラストなど複数の制作物があり、その管理や譲渡は実はとても煩わしいものです。例えば、イラストを外注の制作者に依頼した場合、印刷会社が著作権を持つのではなく、制作した当人とも譲渡契約を結び、譲渡費を支払う義務があります。

このようにデータの移管は大きなリスクを生むことも念頭に入れ、移管や譲渡の必要性を見極めた上で進めましょう。

参考サイト

日本印刷技術協会 <http://www.jagat.or.jp/>

文化庁著作権契約

http://chosakuken.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/example2.html